

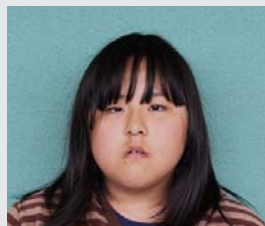
みんなの広場

新冠小学校6年生です



◇ぼくは将来、科学に関係している職業に就いてみたいです。科学の仕事がおもしろそうだからです。

佐藤 正鷹



◇私の将来の夢は、マンガ家など、絵をかく仕事に就くことです。理由は絵をかくことが好きだからです。

鹿戸 春佳



◇ぼくの将来の夢は、今やっている柔道を指導する人になることです。そのため練習をして強くなりたいです。

下山 雄大



◇ぼくの将来の夢は、おじいちゃんのハンターを継ぐことです。理由は、ぼくの誇りはおじいちゃんだからです。

新宮 怜旺



◇ぼくの将来の夢は、今はまだありません。やってみたいものは、マンガ家や農業を試してみたいと思います。

竹村 壮矢



◇私の夢は、人や動物を助ける仕事に就くことです。たくさん生き物を助けて、信頼される人になりたいです。

田原口 咲弥

ぼくとわたしの



小原 亜也香さん
兵庫県姫路市出身

実習牧場
緑丘 木村農場
実習開始日(短期実習)
平成22年8月19日
志望の動機

北海道の広大な自然を感じられる上に、今までに体験したことのない酪農にチャレンジしてみたいと思い応募しました。



感想

一ヶ月はあっという間でした。日々初めて体験する作業にすぐに体力が消耗し、それを補うために、食事は普段食べた事のないほどの量を美味しく頂いています。

周りの自然や子牛に癒され楽しみながら、これからも頑張りたいと思います。

国民年金だよ!

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

年末調整・確定申告まで大切に保管を!

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年10月下旬から11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年をはじめ国民年金保険料を納付された方については、来年の1月下旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のほか表示されている年金事務所へお問い合わせください。

年金受給者のみなさまへ
『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう!

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収額が決定します。もし提出を忘れると各種控除を受けられず、所得税の源泉徴収額が多くなる場合がありますのでご注意ください。なお、年金以外に収入がある方は確定

申告が必要です。

■平成23年分「扶養親族等申告書」が送付される方

65歳未満…年金額が108万円以上
65歳以上…年金額が158万円以上

環境衛生だよ!

エンゼル券(ごみ処理手数料の減免)の申請について

町では、少子化対策・福祉対策の一環として2歳半までのお子様又は、寝たきりの要介護者が在宅しているご家庭に対して一定の処理量までのごみ処理手数料を減免します。

免除を行う理由は、乳幼児と寝たきりの要介護者にとって必需品となった紙おむつを使用している家庭が、ごみの減量化を図っても、排出される紙おむつが相当量あります。

このことから、減免の申請があった家庭に限り、次のとおり指定ごみ袋(燃やせごみ袋(大))を無償で配布します。

- 誕生時 年間30枚
- 1歳の誕生日 年間20枚
- 2歳の誕生日 年間10枚
- 寝たきり要介護者 年間30枚

▽申請方法

お子様が誕生されたご家庭については、1ヶ月以内に町民福祉課窓口で申請して下さい。

1歳又は2歳のお子様がいるご家庭については、それぞれの誕生日に申請して下さい。

寝たきりの要介護者が在宅しているご家庭については、年1回の申請を町民福祉課窓口で行って下さい。

▽申請に必要なもの

- 乳幼児…「母子手帳」と「印鑑」
- 要介護者…「介護状態の分かるもの」と「印鑑」

判官館霊園及び新冠共同墓地の公募について

町で管理しております、判官館霊園と新冠共同墓地について、空き区画があります。1年以内にお墓を建立する方を対象に、随時受付をしていますので希望者は町民福祉課にお申込み下さい。

- 判官館霊園(字高江) 2区画6㎡ 使用料6万円
- 新冠共同墓地(字西泊津) 13区画6㎡ 使用料2万円

●お問い合わせ先

町民福祉課住民福祉グループ(環境衛生) ☎47・2112